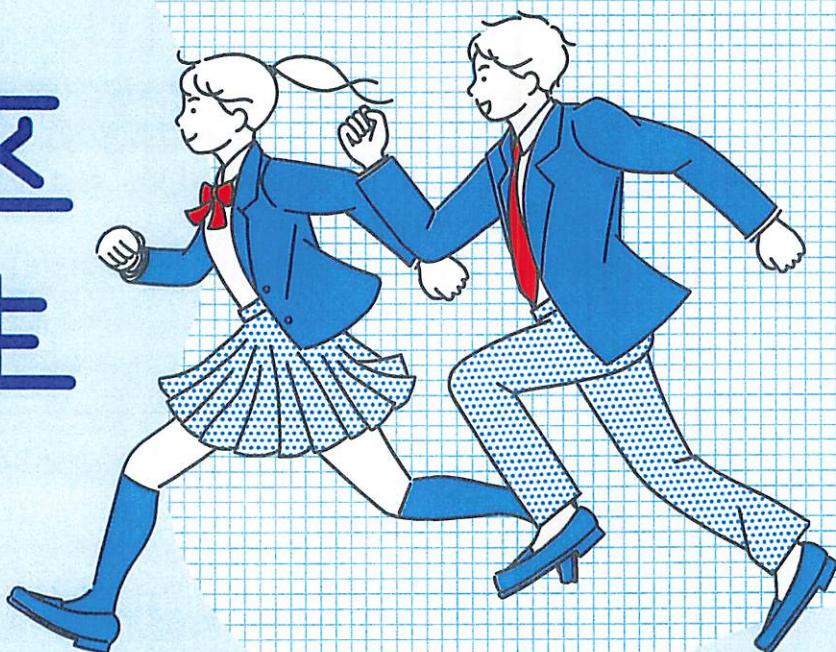


新宿区 奨学 募集



新宿区では、学習意欲があり、かつ経済的な理由で高等学校等への入学が困難な生徒を対象に奨学生を募集します。

奨学生には、入学の準備に要する資金(奨学資金)を無利子で貸し付けます。

※ 諸条件あり。

貸付金額

国公立 **200,000円**

私立 **500,000円**

申込み期間

令和7年

11月5日 水



12月12日 金 午後**5時**まで

返還免除について

本奨学資金は原則返済が必要な貸付制度ですが、就職後も新宿区に居住される場合や教職員として就業する場合等、要件を満たすと区の奨学資金の返還が免除されます。詳しくは、区ホームページをご確認ください。

問合せ

新宿区 教育委員会事務局 教育調整課 管理係

☎ **03-5273-3070**

奨学生の条件

1. 新宿区に令和7年4月1日以前から引き続き居住していること。
2. 高等学校・高等専門学校・中等教育学校(後期課程)・専修学校の高等課程に進学すること。
3. 成績優秀であること。(学習意欲や学校生活における活動等も選考内容に含みます)
4. 経済的な理由により修学困難であること。
5. 同種の奨学金(入学準備に係る奨学金)を借り受けていないこと。

申し込み手続き

区立中学校在学の方は以下の1と2の書類を在学校の中学校長あてにご提出ください。

私立中学校在学の方は以下の1～3の書類を教育調整課(区役所本庁舎4階)にご提出ください。

1. 奨学資金貸付申請書

※ 区立中学校在学の方は在学校、私立中学校在学の方は教育調整課(区役所本庁舎4階)で配布します。
なお、区内私立中学校在学の方は在学校でも配布しています。

2. 令和7年度住民税課税[非課税]証明書(以下に掲げる方)

- 奨学資金貸付申請書に記入した家族のうち、令和6年1月～令和6年12月中に収入のあった方全員(所得控除・扶養親族の記載があるもの)
- 連帯保証人

※ 住民税課税[非課税]証明書は、新宿区役所6階税務課及び各特別出張所で発行を受けることができます。
新宿区民でない連帯保証人の方は、お住まいの自治体へお問い合わせください。

3. 奨学生推薦調書(私立中学校在学の方のみ)

※ 在 schools 長に記入いただく書類です。原本については、1申請書と併せて、教育調整課(区役所本庁舎4階)で配布します。なお、区内私立中学校在学の方は在学校でも配布しています。

申し込み後の流れ

01

提出書類に基づき、教育委員会では、奨学生選考審査会で審査したうえ、予算の範囲内で奨学生の決定をします。

02

採否の決定は、令和8年2月中に区立中学校在学の方は在学校を通して、私立中学校在学の方は郵送でお知らせします。

返還について

貸付を終了した1年後から10年以内に、月賦払いで返還していただきます。
奨学生ご本人宛てに納入通知書を送付させていただきます。

その他

以下書類については、在学校でお受け取りください。

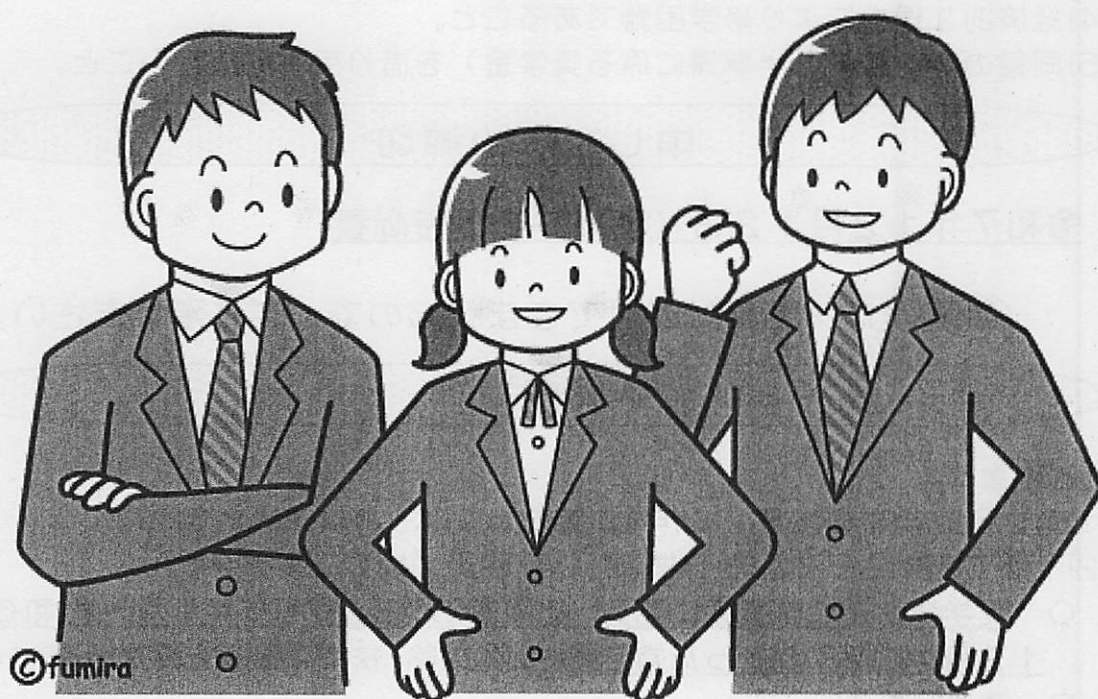
1. 新宿区奨学生募集のお知らせ(より詳しい内容をご確認いただけます)
※ 区ホームページ(表面二次元コード)でも確認できます。
2. 申請書



詳しくは区ホームページ(左記二次元コード)をご確認ください
※ 令和7年度募集詳細については11月5日に公開予定です

(私立中学生向け)

新宿区奨学生申請の手引き



新宿区では、学習意欲があり、かつ経済的な理由で高等学校・高等専門学校等への入学が困難な人を対象として、令和8年度の新宿区奨学生を募集します。

奨学生には、入学の準備に要する資金（奨学資金）を無利子で貸し付けます。※返還免除規定あり

次のページからの「奨学生の条件」等をよく読んで、保護者、担任の先生に相談のうえ応募してください。

奨学生の条件

- (1)新宿区に令和7年4月1日以前から引き続き居住していること。
- (2)高等学校・高等専門学校・中等教育学校（後期課程）・専修学校の高等課程に進学すること。
- (3)成績優秀であること。（学習意欲や学校生活における活動等も選考内容に含まれます）
- (4)経済的な理由により修学困難であること。
- (5)同種の奨学金（入学準備に係る奨学金）を借り受けていないこと。

申し込みの締切

令和7年12月12日（金）午後5時必着

（期限後は一切受け付けできませんので、ご了承ください。）

申請の流れ

【必要書類】

- (1)奨学資金貸付申請書 ※作成にあたっては、別紙記入例参照
- (2)令和7年度住民税課税〔非課税〕証明書（以下に掲げる方）
 - 奨学資金貸付申請書に記入した家族のうち、令和6年1月～令和6年12月中に収入のあった方全員（所得控除・扶養親族の記載があるもの）
 - 連帯保証人
※ 住民税課税〔非課税〕証明書は、新宿区役所6階税務課及び各特別出張所で発行を受けることができます。新宿区民でない連帯保証人の方は、お住まいの自治体へお問い合わせください。
- (3)奨学生推薦調書 ※在学校の校長が記入したもの

【提出先】

必要書類を新宿区教育委員会事務局教育調整課（「問い合わせ先」参照）に提出してください。

申請書記入上の注意事項

申請書は、選考上の大切な資料ですから、申請者ご本人が事実をありのままに記入してください。虚偽記載や記入漏れがある場合には、選考から除外されたり、採用後取り消しとなることがあります。

- (1)実際に入学する学校と違っていても構いませんので、志望校は必ず記入してください。（公立・私立、全日・定時も必ず記入。）
- (2)連帯保証人は次の要件を備えた1名をたててください。
 - *独立の生計を営んでいること。
 - *貸付を受ける奨学資金の弁済をする資力を有すること。

- (3) 年収は、収入のある方全員の令和6年1月～令和6年12月までの所得を記入してください（住民税課税〔非課税〕証明書の所得金額を記入）。無職や失職のときは、生計費の基となっている収入について、記入してください。
- (4) 職業欄については、勤務先等を具体的に記入してください。（例　〇〇商店、△△会社）
- (5) 生活保護等を受給されている方は、指定の記入欄に必ず〇印を付けてください。
- (6) 裏面は連帯保証人と連署してください。

申し込み後の流れ

- (1) 必要書類の提出後、教育委員会において、提出された申請書等を基に、奨学生選考審査会実施し、奨学生の決定を行います。
※採用者数は予算の範囲内で決定します。
- (2) 採否の決定は、令和8年2月中にご本人あて、郵送で通知します。
- (3) 入学決定後、教育委員会から貸付にあたっての個別説明を実施します。
※説明会には、本人・保護者・連帯保証人の出席が必要です。

貸付金の額及び貸付期間

- (1) 貸付金の額
国公立 200,000 円
私 立 500,000 円
- (2) 貸付金の交付
入学決定後、令和8年3月中に本人名義の普通預金口座に振り込みます。

奨学生の心得

奨学生は、本区の奨学資金に関する規定を守り、教育委員会及び学校の指示に従い、奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

返還について

- (1) 貸付を終了した 1 年後から 10 年以内に、月賦払いで返還していただきます。奨学生ご本人宛てに納入通知書を送付させていただきます。
- (2) 大学等に進学した時は、本人からの申し出により、正規の修業年限に限り、返還を猶予することができます。
- (3) 無利子ですので、利息はかかりませんが、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかったときは、年 10.95%の割合で違約金を徴収します。

※貸付額と返還額の例

学校の区分	貸付額	最長返還期間	年間の返還目安額 (注)
国公立	200,000 円	10 年	27,200 円
私立	500,000 円	10 年	57,200 円

(注)「年間の返還目安額」は、最長返還期間で返還計画を立てた場合の返還初年度の返還額です。初年度は端数調整分が加算されるため、2 年目以降は返還額が下がります。

返還免除

- (1) 当該奨学金に係る高等学校等を正規の修業年限で卒業していること
- (2) 返還期限が到来した貸付資金を返還していること（当該貸付資金がある場合に限る）
- (3) 以下の内、いずれかの要件を満たしていること
 - ・ 高等学校等卒業日後、通算して 3 年以上の期間、区内に住所を有し、かつ、2 年度分以上の特別区民税を区に納付していること
 - ・ 教員免許を有し、東京都の教育職員として、公立学校で通算して 3 年以上従事すること
 - ・ 幼稚園教諭免許を有し、特別区の教育職員として、公立幼稚園や公立幼保連携型認定こども園のいずれかに 3 年以上従事、または、私立幼稚園の教育職員として区内で 3 年以上従事すること
 - ・ 別紙「返還免除対象資格等一覧」に掲げる国家資格等を有し、区内の事業所等で当該資格を要する業務に 3 年以上従事すること
 - ・ 別紙「返還免除対象資格等一覧」に掲げる区内の介護保険サービス事業所や障害者福祉施設で 5 年以上従事すること

問い合わせ先

ご不明な点は、

新宿区教育委員会事務局 教育調整課 管理係

Tel 03-5273-3070（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

まで お問い合わせください。

返還免除対象資格等一覧

【返還免除の対象となる国家資格、免許等】

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 2 条第 1 項に規定する社会福祉士
社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項に規定する介護福祉士
精神保健福祉士法(平成 9 年法律第 131 号)第 2 条に規定する精神保健福祉士
理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)第 2 条第 3 項に規定する理学療法士
理学療法士及び作業療法士法第 2 条第 4 項に規定する作業療法士
保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 2 条に規定する保健師、同法第 5 条に規定する看護師又は同法第 6 条に規定する准看護師
言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)第 2 条に規定する言語聴覚士
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 18 条の 4 に規定する保育士
その他教育、医療、保健又は福祉に関する国家資格のうち特に必要と認めるもの

【返還免除の対象となる事業所等】

区分	
介護	1 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)その他の法令等の規定により指定又は許可を受け、次の各号のいずれかに該当する事業等を行う事業所等 (1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護(介護予防を含む。) (3) 訪問看護 (4) 訪問リハビリテーション (5) 居宅療養管理指導 (6) 通所介護 (7) 通所リハビリテーション(介護予防を含む。) (8) 短期入所生活介護(介護予防を含む。) (9) 短期入所療養介護(介護予防を含む。) (10) 特定施設入居者生活介護(介護予防を含む。) (11) 福祉用具貸与(介護予防を含む。) (12) 特定福祉用具販売(介護予防を含む。) (13) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (14) 夜間対応型訪問介護 (15) 地域密着型通所介護 (16) 認知症対応型通所介護(介護予防を含む。) (17) 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)

	(18) 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む。) (19) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (20) 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) (21) 居宅介護支援 (22) 介護老人福祉施設 (23) 介護老人保健施設 2 その他特に必要と認める事業所等
障害	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)又は児童福祉法その他の法令等の規定による指定を受け、次の各号のいずれかに該当する事業等を行う事業所等 (1) 居宅介護 (2) 重度訪問介護 (3) 同行援護 (4) 行動援護 (5) 療養介護 (6) 生活介護 (7) 短期入所 (8) 施設入所支援 (9) 自立訓練 (10) 就労移行支援 (11) 就労継続支援 (12) 就労定着支援 (13) 自立生活援助 (14) 共同生活援助 (15) 相談支援 (16) 児童発達支援 (17) 放課後等デイサービス (18) 居宅訪問型児童発達支援 (19) 保育所等訪問支援 2 その他特に必要と認める事業所等

(別紙) 記入例

		受付	年 第	月	日 号	決定	年 第	月	日 号
奨学資金貸付申請書									
申請者	フリガナ	シンジユク タロウ				平成22年 ○月 ○日生			
	氏 名	新宿 太郎				満 15 歳			
						平成×年 ×月 ×日から新宿区に居住			
	現住所	〒×××-××××				携帯電話等、連絡のつきやすい電話番号を記入ください。			
		新宿区 ○○ ○丁目○番地○号							
		電話 080 (××××) ××××							
在学校	新宿区立 ○○中 学校				令和8年 3月 卒業予定				
進学志望の 高等学校・高 等 専 門 学 校・専修学校	都立 ○○高等 学校				普通 科				
	所在地 東京都××××								
連帯保証人	フリガナ	オチアイ ハナコ		現住所	〒×××-××××		携帯電話等、連絡のつきやすい電話番号を記入ください。		
	氏 名	落合 花子			新宿区 △△ △丁目				
	申請者との 続柄	叔母（所得のある親権者も可）			電話 080 (××××) ××××				
	職 業	会社員（△△会社）							
	所 得	*****円				（住民税課税証明書を必ず添付してください。）			
生計を同じくする家族	申請者との 続柄	氏名	年齢	職業又は 学校名	所得	新宿区奨学資金 貸付金を貸与され ている者に○印			
	父	新宿 △△	45	会社員 （△△会社）	*****円				
	母	新宿 □□	45		0円				
	姉	新宿 ××	19	××大学	*****円				
	弟	新宿 ○○	12	○○小学校	0円				
生活保護等	生活保護等 * を受給されている場合には、右欄に○印								
収入状況 生計を同じくする家族のうち、収入のある家族全員の前年中の収入に対する住民税課税証明書（扶養人員が記入してあるもの）を必ず添付してください。 なお、非課税証明書の方については、他の証明書を請求することもあります。									

*「生活保護等」とは、生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。

(裏)

奨学資金希望の理由

奨学金を必要とする 理由をご記入ください

※記載内容は審査時に参考にします。特に、一定の所得がある場合の申請につきましても、個別の事情についてなるべく詳しくご記入ください。

趣味・特技

ご自身の趣味等をご記入ください

新宿区奨学資金貸付条例による奨学資金の貸付けを申請します。
なお、採用の上は、奨学生としての本分を尽くすことはもとより、奨学資金の返還その他のことについて、責任を負うことを誓約します。

令和7年 ○月 ○日

申請者 新宿 太郎

必ず申請者本人が自署

申請者本人が奨学生として採用された場合には、奨学資金の返還について連帯して債務を負担し、また、その他のことについて責任を負うことを誓約します。

令和7年 ○月 ○日

連帯保証人 落合 花子

必ず連帯保証人
本人が自署

新宿区教育委員会 宛て

本人及び連帯保証人連署で申請しました行為(奨学資金借受)につき、私親権者は、その行為に同意します。

令和7年 ○月 ○日

親権者

住所 新宿区○○ ○丁目○番地○号

携帯電話等、連絡のつきやすい電話番号を記入ください

氏名 新宿 ○○

電話 080 (××××) ××××

必ず親権者本人
が自署

健康状態

下記の事項については、申請年度内に受診した定期健康診断の結果を学校が記入する。

定期健康診断の結果

- ・異常なし
- ・異常あり → 検査項目及び内容

●お願い●

申請書または添付書類に不備等があった場合、教育委員会事務局教育調整課(電話番号：03-5273-3070)から申請書に記入された申請者または親権者の電話番号にご連絡します。電話に出られなかった場合は折り返しご連絡ください。

職氏名